

○扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

令和2年3月30日要綱第9号

改正

令和3年3月17日要綱第57号

令和5年3月28日要綱第18号

令和6年3月29日要綱第27号

令和8年3月31日要綱第9号

扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、温室効果ガスの排出を抑制するため、住宅用地球温暖化対策設備の設置経費の一部を補助することにより町民が住宅で行う再生可能エネルギーの利用を促進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの（愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象（以下この条において「県補助対象設備」という。）として指定されたものに限る。）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの（県補助対象設備として指定されたものに限る。）
- (3) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもの（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）10キロワット未満のものとして指定されたものに限る。）
- (4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下この条において「ZEH」という。） 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの設置により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーシステムを設置することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であって、次号に定める国ZEH支援事業により補助を受けるもの
- (5) 国ZEH支援事業 当該年度に経済産業省、国土交通省又は環境省がZEH普及促進を目的に実施する補助事業
- (6) 高性能外皮等 ZEHに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く。）及び換気設備
- (7) 家庭用燃料電池システム 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの（県補助対象設備として指定されたものに限る。）
- (8) 電気自動車等充給電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力供給が可能なもの（県補助対象設備として指定されたものに限る。）

(補助対象システムの区分)

第3条 補助の対象となるシステム（以下「対象システム」という。）の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の単独設置
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システムの単独設置
- (3) 住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的設置
- (4) 住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び高性能外皮等（ZEH）の一体的設置
- (5) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）の単独設置
- (6) 電気自動車等充電設備（V2H）の単独設置
- (7) 住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び電気自動車等充電設備（V2H）の一体的設置

2 前項各号に掲げる対象システムは、未使用のものに限る。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる各号のいずれかを満たすもの（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者及び補助金の交付申請日において町税を滞納している者は、補助対象者としなない。

- (1) 町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅（集合住宅を除く。以下この項において同じ。）に対象システムを設置した者
- (2) 町内において自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅を購入した者
- (3) その他町長が特に必要と認める者

2 前項第1号及び第2号に掲げる住宅が店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、前条各号に規定する対象システムの種類ごとに、住宅1戸につき1回を限度とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する補助金の額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(申請手続等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度内に対象事業を完了し、かつ、対象事業が完了した日から起算して60日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1）に別表第2に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の対象事業が完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

- (1) 電力会社との電力受給契約に係る系統連系・受給開始日（電力受給契約を行う場合のみ、

太陽光発電システムに限る。)

(2) 対象システムの保証開始日(家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)及び電気自動車等充給電設備(V2H)に限る。)

(3) 国のZEH支援事業の補助金確定通知日又はZEH要件に適合することを示すBELSの評価機関から受けた評価書の評価日(高性能外皮等(ZEH)に限る。)

(4) 対象システムの設置工事又は対象システム付き新築住宅の購入に係る支払が完了した日

(5) 住所を定めた日(新築住宅に限る。)

3 町長は、交付申請を先着順に受け付けるものとし、交付申請に係る補助金の額が予算の範囲内を超えると認められるときは、受付を停止することができる。ただし、停止以後の申請については、補欠受付として先着順に補欠番号を付し、先に提出された申請の取下げ又は不交付の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書(様式第2)により、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書(様式第3)により、当該補助金を申請した者に対し通知しなければならない。

2 町長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び町税の課税及び完納状況の確認をすることができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、町長に扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書(様式第4)を提出し、町長はこの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第9条 交付対象者は、当該対象システムを次の各号の期間内において処分しようとするときは、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認申請書(様式第5)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、定置用リチウムイオン蓄電システム、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)及び電気自動車等充給電設備(V2H)においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間

(2) 高性能外皮等(ZEH)においては、6年間

2 町長は、前項の承認をしたときは、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認通知書(様式第6)により当該交付対象者に通知するものとする。

(補助金交付の取消し)

第10条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を対象システムの設置以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 前条の規定による承認を受けずに対象システムを処分したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付対象者に対し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(協力)

第12条 町長は、必要があるときは、交付対象者に対してシステムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(扶桑町住宅用新エネルギーシステム導入促進補助金交付要綱の廃止)

2 扶桑町住宅用新エネルギーシステム導入促進補助金交付要綱（平成22年扶桑町要綱第7号。次項において「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の旧要綱の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月17日要綱第57号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日要綱第18号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日要綱第27号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日要綱第9号)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正前の扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定により交付した扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金については、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

対象システムの区分	補助対象経費	補助金の額
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	データ集約機器 (計測結果を集約し、記録に係るサーバー等の装置等)、通信装置 (ゲートウェイ装置、通信アダプタ等)、制御装置 (機器の制御に係るコントローラ等)、モニター装置 (独自端末等) 及び計測機器 (電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、10,000円を上限とする。

		力計等)の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線工事、セットアップ等)に関する費用	
	定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置等)及び付属品(キュービクル、独自計測表示装置)の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線工事等)に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、150,000円を上限とする。
	住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、パワーコンディショナ、交流側開閉器(サービスマスターブレーカー)、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計及び配線器具等の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線工事等)に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、13,200円に設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力(単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満は切捨てとする。出力4キロワットを超える設備にあつては、4キロワットとする。)を乗じて得た額を上限とする。
高性能外皮等 (ZEH)	高断熱外皮	外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓(ガラス、サッシ)の購入等並びに設置に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、100,000円を上限とする。
	空調設備	冷暖房設備の熱源機及び室内機(エアコンのみ)等の購入並びに設置に関する費用	
	給湯設備	給湯設備の熱源機及び貯湯タンク等の購入並びに設置に関する費用(家庭用燃料電池システムを除く。)	
	換気設備	換気設備(24時間換気設備)等の本体の購入及び設置に関する費用	
	家庭用燃料電池シス	設備本体(燃料電池ユニット・	補助対象経費の合計額に4分の

テム（エネファーム）	貯湯ユニット）及び付属品の購入並びにこれらの設置に係る工事（据付・配線工事等）に関する費用	1 を乗じて得た額であって、100,000円を上限とする。
電気自動車等充給電設備（V2H）	設備本体及び付属品の購入並びにこれらの設置に係る工事（据付・配線工事等）に関する費用	補助対象経費の合計額に4分の1 を乗じて得た額であって、50,000円を上限とする。

別表第2（第6条関係）

対象システムの区分	提出書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し） 3 対象住宅の全景写真 4 設置場所の案内図 5 対象システムの設置に係る領収書の写し 6 その他町長が必要と認める書類
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等（製造者名、型式が明記されているもの） 2 対象システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの） 3 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの）
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等（製造者名、型式及び蓄電容量が明記されているもの） 2 対象システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの） 3 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、システム本体並びにシステム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）
住宅用太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等（太陽電池モジュールの型式、公称最大出力、使用枚数等が明記されているもの）

	<ol style="list-style-type: none"> 2 「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し（電力受給契約を行う場合のみ） 3 太陽電池モジュールの出力対比表又は製造番号及び測定出力値が分かるもの 4 設置完了後の太陽電池モジュールの割付図 5 対象システムの設置状況を示す写真（住宅の全景を含む。）
高性能外皮等（Z E H）	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等 2 国Z E H支援事業の完了実績報告書及び補助金額確定通知書の写し等又は対象住宅がZ E Hであることを示すB E L Sの評価機関から受けた評価書 3 Z E Hを構成する設備の設置状況を示す写真（高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備の設置状況が分かるもの） 4 住宅の引渡証明書等（引渡日が確認できる書類）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等（製造者名、型式、発電出力等が明記されているもの） 2 対象システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの） 3 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、システム本体並びにシステム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）
電気自動車等充給電設備（V 2 H）	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等（製造者名、型式が明記されているもの） 2 対象システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの） 3 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、システム本体並びにシステム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）

様式第 1 (第 6 条関係)

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書

扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付にあたり、町が住民基本台帳の閲覧及び町税等の納付状況の調査を行うことに同意します。

(設置内容)

1	対象システム設置場所	扶桑町大字	
2	対象システムの区分	補助対象経費	補助金交付申請額
単 独 設 置	<input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	円	円
	<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム	円	円
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム	円	円
	<input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備 (V2H)	円	円
一 体 的 設 置	住宅用太陽光発電システム	円	円
	家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	円	円
	(次の設備の中から 1 つを選択)		
	<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 高性能外皮等 (ZEH) <input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備 (V2H)	円	円
3	補助金交付申請額合計	円	
4	事業完了日	年 月 日	
5	補助金交付対象	<input type="checkbox"/> ①既存住宅 <input type="checkbox"/> ②新築住宅 <input type="checkbox"/> ③建売住宅	

※該当するものにチェックを入れてください。

6 添付書類

(1) 共通

- ア 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- イ 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の写し）
- ウ 対象住宅の全景写真
- エ 設置場所の案内図
- オ 対象システムの設置に係る領収書の写し
- カ その他町長が必要と認める書類

(2) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)

- ア 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等（製造者名、型式が明記されているもの）
- イ 対象システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）
- ウ 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの）

(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム

- ア 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等（製造者名、型式及び蓄電容量が明記されているもの）
- イ 対象システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）
- ウ 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、システム本体並びにシステム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）

(4) 住宅用太陽光発電システム

- ア 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等（太陽電池モジュールの型式、公称最大出力、使用枚数等が明記されているもの）
- イ 「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し（電力受給契約を行う場合のみ）
- ウ 太陽電池モジュールの出力対比表又は製造番号及び測定出力値が分かるもの
- エ 設置完了後の太陽電池モジュールの割付図
- オ 対象システムの設置状況を示す写真（住宅の全景を含む。）

(5) 高性能外皮等（ZEH）

- ア 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等
- イ 国ZEH支援事業の完了実績報告書及び補助金額確定通知書の写し等又は対象住宅がZEHであることを示すBELSの評価機関から受けた評価書
- ウ ZEHを構成する設備の設置状況を示す写真（高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備の設置状況が分かるもの）
- エ 住宅の引渡証明書等（引渡日が確認できる書類）

(6) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)

- ア 対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等（製造者名、型式、発電出力等が明記されているもの）

イ	対象システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）
ウ	対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、システム本体並びにシステム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）
(7)	電気自動車等充給電設備（V2H）
ア	対象システムの仕様、規格等が分かるパンフレット等（製造者名、型式が明記されているもの）
イ	対象システムの保証書の写し（製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）
ウ	対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、システム本体並びにシステム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）

（対象システムの概要）

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

製造者名	
機器型番	

定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
蓄電容量	kWh

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

燃料電池ユニット	製造者名	
	機器型番	
	発電出力	kW
貯湯ユニット	製造者名	
	機器型番	

電気自動車等充給電設備（V2H）

製造者名	
パッケージ型番	

住宅用太陽光発電システム

製造者名		
太陽電池モジュールの形式名	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	

太陽電池モジュールの公称最大出力と使用枚数	①					W	×				枚	=						W
	②					W	×				枚	=						W
	③					W	×				枚	=						W
	④					W	×				枚	=						W
	⑤					W	×				枚	=						W

合計 . W ⇒ . kW

パワコン インディ シヨチ	製造者名	
	形式名	
	定格出力	

高性能外皮等 (ZEH)

熱貫流率	$W/m^2 \cdot K$
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率	%

区分	種類	
高断熱外皮		
空調設備	(冷房) <input type="checkbox"/> 高効率個別エアコン <input type="checkbox"/> ヒートポンプ式セントラル空調システム <input type="checkbox"/> その他 ()	(暖房) <input type="checkbox"/> 高効率個別エアコン <input type="checkbox"/> パネルラジエーター <input type="checkbox"/> 温水式床暖房 <input type="checkbox"/> ヒートポンプ式セントラル空調システム <input type="checkbox"/> その他 ()
	※主たる居室に設置した設備について記入してください。	
給湯設備	<input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ等) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯機 (エネフィール等) <input type="checkbox"/> ガスエンジン給湯機 (エコウィル等) <input type="checkbox"/> ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機械) <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> その他 ()	
換気設備		

※該当するものにチェックを入れてください。

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業に係る補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定番号 第 号

2 補助金交付決定額 金 円

3 対象システムの区分

4 その他

- (1) 町が今後実施する地球温暖化防止に関する啓発事業への協力、発電量、売電量及び買電量のデータの提供等に協力願います。

様式第3 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業に係る補助金については、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 対象システムの区分
- 3 不交付の理由

様式第4 (第8条関係)

年 月 日

扶桑町長 様

交付対象者 住 所

氏 名

電 話

扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書

年 月 日付けで決定通知を受けた扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金については、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 支店						
預金種別							
口座番号							
(フリガナ) 口座名義人							

様式第5 (第9条関係)

年 月 日

扶桑町長 様

交付対象者 住 所

氏 名

電 話

扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認申請書

扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第9条の規定により、
下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 補助金交付決定番号 第 号 (年 月 日付け)
- 2 対象システムの設置場所 扶桑町
- 3 交付対象者氏名
- 4 処分の方法

該当する項目に○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に記入してください。

- 5 処分の時期 年 月 日から
- 6 処分の理由

第 年 月 日 号

様

扶桑町長 印

扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認
通知書

年 月 日付けで財産処分の承認申請のあった、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業に係る補助金については、下記のとおり処分を承認することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付対象者氏名
- 2 補助金交付決定番号 第 号
- 3 補助金交付決定額 金 円
- 4 対象システムの区分